

特別徴収への切替依頼書

提出先 明和町役場 税務課

年 月 日 (依頼先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号 <small>いずれかを○で囲んでください。</small>	新規 既存	
		フリガナ											担当者	係	
		名称												フリガナ	
		代表者の職氏名												氏名	
		法人番号													

納税者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	1月1日現在の住所	明和町
切替依頼書提出理由	<input type="checkbox"/> 入社したため (月 日) <input type="checkbox"/> その他 ()	

特別徴収開始月	左の者について、普通徴収の 1・2・3・4 期・ 月 随時 分を (注1) 当社で <input type="checkbox"/> 月分 より特別徴収します。 (納期限は翌月10日となります。)			
	※該当の番号に○印をつけてください。	月割額		
月割額の連絡	1	特別徴収税額通知書にて確認 → 翌月5日頃発送(注2)	月分	円
	2	明和町役場税務課へ電話確認済 → 右の月割額欄に御記入ください。	月分以降	円

明和町役場 使用欄 ※ 明和町役場税務課で使用しますので 記入しないでください。		
【納通・納付書添付】 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部 (納通・全・随・ 1・2・3・4)		
【口座確認】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)		
【納通引抜】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)		
宛名番号		
整理番号		
普通徴収税額	普通徴収納付済額	特別徴収切替額
処理日		

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書がある場合は同封してください。

(注2) 明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。

普通徴収税額	普通徴収納付済額	特別徴収切替額
		処理日

特別徴収への切替依頼書

明和町の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に○をして指定番号欄は空欄にします。

××年×月×日
(依頼先)
明和町長

給 (特別徴収義務者)	所在地	〒 370-0708	特別徴収義務者指定番号 <small>いずれかを○で囲んでください。</small>	新規 <input checked="" type="radio"/> 既存	9999999
	フリガナ	群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地		係	人事労務課
	フリガナ	カズシキガイシャ シカクシカクコウギョウ		フリガナ	メイワ ハナコ
	名称	株式会社 □□工業		氏名	明和 花子
	代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎		電話	0276 (84) ××××
	法人番号				

納 税 者	フリガナ	メイワ アキコ
	氏名	明和 昭子
	生年月日	昭和60 年 4 月 1 日
	1月1日現在の住所	明和町 中谷〇〇番地
切替依頼書提出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入社したため (6 月 1 日) <input type="checkbox"/> その他 (該当欄に○印)	

左の者について、普通徴収の 1 2 3 4 期・ 月 随時 分を (注1)

※ 該当期に○印をつけてください。

当社で **7** 月分より特別徴収します。
納期限は翌月

特別徴収開始月

月割額連絡

※ 該当の番号に○印をつけてください。

1 特別徴収税額通知書 → 翌月5日頃発送

2 明和町役場税務課へ電 → 右の月割額欄に御

横浜市特別徴収センター使用欄
※ 横浜市特別徴収センターで使用しますので記入しないでください。

【納通・納付書添付】
 全部 無
 一部 (納通・全・随・1・2・3・4)

【口座確認】
 不要
 FAX済 (/ /)

●期について
 納期限が過ぎていない普通徴収の期を切替えることができます。
 全て特別徴収にする場合は1~4に○
 3・4期分を切替える場合は3と4に○
 ※ 随時月も同様

●開始月について
 税額通知書で通知した翌月以降の開始になります(スケジュールは注2を参照してください。)

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書がある場合は同封してください。

(注2) 明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。

普通徴収税額